|  |
| --- |
| 却下決定通知書第号年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　　様身延町長　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日に申請のありました（（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）の支給）（及び）（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。記1. 申請事項
2. 却下の理由

審査請求及び取消訴訟１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、山梨県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に身延町を被告として（訴訟において身延町を代表する者は身延町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。(1)　審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。問い合わせ先　　　身延町役場 福祉保健課 福祉担当 山梨県南巨摩郡身延町切石117-1 ℡ 0556-20-4611 |